

一般社団法人 人文地理学会 定款 (改訂案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人文地理学会と称する。

2 英語で表記する場合の名称は、 **The Human Geographical Society of Japan** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを移転又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、人文地理学の進歩、発展及び普及を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 『人文地理』などの会誌その他の刊行物の編集及び発行
- (2) 大会、例会その他の研究集会の開催
- (3) 優れた研究成果等に対する表彰
- (4) 公開セミナー等の啓発活動の実施
- (5) 内外の関連諸団体との連絡及び連携
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、この法人の所定の入会申込書により申込みをし、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第 9 条 正会員は、『人文地理』など会誌の頒布を受け、会誌に研究論文を投稿し、また大会、例会その他この法人の事業に参加することができる。

2 団体会員は、『人文地理』など会誌の頒布を受けることができる。

3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法第 129 条第 3 項の権利（計算書類の閲覧等）
- (7) 法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

4 正会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

5 1 年以上会費を納入しない会員に対しては、前各項の会員としての権利を制限することができる。

（退会）

第 10 条 会員は、いつでも退会することができる。この場合においては、退会届を提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 11 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 3 年以上会費を納入しないとき

（除名）

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第 23 条第 2 項第 1 号が定めるところにより、社員総会の決議によって、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該社員総会の 1 週間前までに、除名する旨及びその理由を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の決議がされたときは、除名した会員に対し、その旨を通知するものとする（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第 13 条 会員が第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生したにもかかわらず未履行の義務に関しては、これを免れることができない。

(会費その他の拠出金品の不返還)

第 14 条 第 11 条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 社員及び社員総会

(社員)

第 15 条 この法人の社員は、正会員の中から選出される 80 名以上 120 名以内の代議員をもって、一般法人法上の社員とする。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。理事会は、代議員を選出することができない。選挙の方法や管理に関して必要な細則は、理事会において別途定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

4 代議員の任期は、その当選後最初に開催される定時社員総会の日の翌日に始まり、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。ただし、引き続き 2 期を超えて在任することができないものとする。

5 代議員が、責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等の法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員を選任及び解任並びに定款の変更についての議決権を有しないこととする。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備え、代議員選挙の結果により次点の候補者を補欠の代議員に選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(社員総会)

第 16 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 この法人の社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 18 条 社員総会は、一般法人法及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、理事会の決議により社員総会の決議を経るべきこととされた事項に関しては、決議をすることができる。

(開催)

第 19 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の日から 2 週間前までに代議員に対して書面又は電磁的方法によって通知を発しなければならない。

4 前項の通知には、社員総会の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項及び議案の概要を記載し、又は記録しなければならない。

5 社員総会の招集に際し、社員総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、ウェブサイトによる開示により提供することができる。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、その総会において、出席した代議員のうちから選任する。

(定足数)

第 22 条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席しなければ、開催することができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 解散及び継続

(7) 合併契約の承認

(8) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 24 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、他の代議員 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 代議員の現在数
- (3) 会議に出席した代議員の数（表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した代議員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 4 章 役員

(役員の種類)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 常任理事 6 名以内
- (3) 理事（会長及び常任理事を含む。） 3 名以上 24 名以内
- (4) 監事 3 名以内

2 ある理事と配偶者又は三親等内の関係にある者（それに相当する関係である者を含む）が理事に含まれている場合、その合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。また理事の中で同一の機関に所属する者（専任の教職員として勤務する者のほか、正規の課程の大学院生又は学生である者を含む）の数は、理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。

3 監事の中には相互に配偶者又は三親等内の関係にある者（それに相当する関係である者を含む）を含むことができない。また、監事の所属機関は、すべて異なっていなければならない。

4 会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

5 常任理事をもって、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長は、理事会の決議によって選定する。その際、別途定める規程により行われる会長予備選挙の結果を斟酌するものとする。

3 常任理事は、理事会の決議によって選定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 常任理事は、法人の業務を分掌して執行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務執行の基本方針を決定する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) その他一般法人法において監事の職務及び権限とされる事項

(役員任期)

第 30 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、2 期連続して役員を務めた者は、その直後の 2 期については、役員に就任することができない。

2 前項ただし書の規定は、会長については適用しない。

3 会長は、引き続き 2 期を超えて在任することができないものとする。

4 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 増員により選任された理事任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

6 役員は、辞任又は任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 31 条 役員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会において出席代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解任することができる。ただし、監事の解任については、第 23 条第 2 項第 2 号の規定による。

(報酬等)

第 32 条 役員及び代議員は、無報酬とする。

2 役員には職務に要した費用を支払うことができる。支払の基準については、理事会で別に定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 定例理事会は、毎事業年度に 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事又は監事から会長に対して、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事が理事会を招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しないが、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、会員名簿及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、第 23 条第 2 項第 4 号が定めるところにより、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 44 条 この法人は、第 23 条第 2 項第 5 号又は第 7 号が定めるところにより、社員総会の決議によって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、第 23 条第 2 項第 6 号が定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 8 章 情報公開

(情報公開)

第 47 条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によって定める。

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 雑則

(定款に定めがない事項)

第 49 条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 50 条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 27 年 9 月 30 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所)

設立時社員 ○○○○

(住所)

設立時社員 ○○○○

・・・

(最初の事業年度の事業計画及び収支予算)

第 52 条 この法人の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立時社員が作成する。ただし、設立後最初に開催される社員総会の承認を受けなければならない。

以上、一般社団法人人文地理学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 記名 印

一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会（以下、本会という）における、会長候補者予備選挙、理事・監事予備選挙、会長予備選挙、及び代議員選挙について必要な事項を定める。

（選挙管理委員会の組織）

第2条 理事会は、正会員の中から選挙管理委員（以下「委員」という）3～5名を選出し、会長が委嘱する。委員は選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。なお、選挙実施時に会長、常任理事、監事である者、および過去4年以内に選挙管理委員であった者は選挙管理委員になることができない。また委員のうち選挙実施時に理事である者の数は、委員総数の2分の1未満でなければならない。

2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって定める。

3 委員が会長候補者予備選挙、あるいは理事・監事予備選挙において候補者になったとき、会長は当該委員を解嘱するものとする。

4 前項により委員が欠けたとき、会長は委員を補充する。

（選挙事務の管理）

第3条 選挙事務は委員会が管理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、役員候補者予備選挙後の直近の社員総会までとする。

（選挙人名簿）

第5条 選挙人名簿は、選挙実施年度の会員名簿をもとに委員会が作成する。

（選挙の公示）

第6条 委員会は、会長予備選挙、代議員選挙にあつては、実施1か月以上前に、選挙の実施と必要な事項について会員に公示する。代議員選挙については地区別投票の地区及び地区区分毎の代議員定数並びに地区別の選挙人名簿及び被選挙人資格を有しない者の名簿を正会員に公示する。

2 会長候補者予備選挙、理事・監査予備選挙にあつては投票の2週間以上前に、選挙の実施について選挙人に公示する。

3（選挙結果の報告）

第7条 選挙管理委員長は、以下により選挙結果を会長に報告する。

（1）代議員選挙にあつては、地区別投票及び一般投票の当選者と、それぞれの次点者の氏名。

（2）会長候補者予備選挙にあつては、その得票数上位3位までの者の氏名。ただし、3位に同数の者がある場合には、すべて含める。

（3）理事・監事予備選挙にあつては、理事候補者得票数上位20名までの者及び次点者2

名，監事候補者得票数上位2位までの者及び次点者の氏名。

第8条 選挙管理委員長は，全代議員の氏名を当選決定後の直近の理事会及び社員総会に報告するとともに，法人のwebページに掲載する等により公表する。

(雑則)

第9条 その他，選挙の実施に必要な実施細目等は委員会が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は，理事会が行う。

附則

この規程は，一般社団法人人文地理学会設立登記の日から施行する。

2 選挙の公示は本会のwebページで行ない，学会誌『人文地理』にも掲載する。

3 会員名簿とは本会事務所に備え付けの，選挙実施年の4月1日現在における会員情報を記した電磁的記録をいう。

一般社団法人人文地理学会代議員選挙規程（案）

(目的)

第1条 この規程は，一般社団法人人文地理学会（以下，人文地理学会という）定款第15条に基づく代議員の選任について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は，人文地理学会選挙管理委員会（以下「委員会」という）が管理する。

2 この規程に定めるもののほか，選挙事務に関して必要な事項は，委員会の定めるところによる。

(選挙人)

第3条 選挙人は，選挙実施年の4月1日現在の会員のうち，前年度までの会費を納入している者とする。なお，4月1日現在において当該年度の会費を納入済の新入会員は，選挙権を有するものとする。

(被選挙人)

第4条 被選挙人は，前年度までの会費を完納した会員とする。

2 連続4年にわたり在任した代議員は，その直後2年間は代議員の被選挙権を有しない。

3 前項の規定にもかかわらず，一般社団法人人文地理学会会長候補者予備選挙，及び会長予備選挙においてはこの規定を適用しない。

(投票の区分)

第5条 投票は，地区を指定する投票（以下，地区別投票という。定数50名），及び地区を指定しない投票（以下，一般投票という。定数50名）の2区分に分けて実施し，これらを同時に行う。

2 投票は，地区別投票及び一般投票のそれぞれについて，所定の人数の候補者名を記入す

ることにより行う。地区別投票において投票すべき人数は、第 6 条における地区区分ごとの定数の決定後、委員会が地区ごとに定める。一般投票は 10 名連記とする。なお地区別投票と一般投票の両方で同一人に投票することを妨げない。

3 地区別投票の地区区分は、あらかじめ会員が登録した会誌などを送付する連絡先によるものとし、選挙人・被選挙人とも当該地区内に連絡先をもつ者に限る。

(投票の地区区分)

第 6 条 地区別投票における地区区分は、次のとおりとし(カッコ内は対象都道府県名)、それぞれの定数は委員会が選挙人名簿により地区毎の会員数に比例させて、代議員選挙の都度定める。

北海道・東北地区(北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)

関東地区(茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川)

中部地区(新潟, 富山, 石川, 福井, 長野, 山梨, 岐阜, 静岡, 愛知)

近畿地区(三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)

中国・四国地区(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知)

九州地区(福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)

2 連絡先を海外とする会員の投票は、当分の間、一般投票のみとする。

(開票)

第 7 条 地区別投票, 一般投票の順に開票し, 得票数の多い順に定数分の当選者を決定する。

2 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは, 年少の者を当選者とする。

(辞退と補充)

第 8 条 代議員の当選者が辞退したときは, 次点者を繰り上げる。

2 代議員が任期途中で辞任したときは, 次点者を繰り上げることができる。

3 補充された代議員の任期は, 前任者の残任期間とする。

4 任期途中で辞任した代議員及び前項により補充された代議員の在任期間が本来の任期の半分以上となる場合, 定款第 30 条第 4 項の適用にあたって, 1 期をつとめたものとみなす。

5 この細則によって補充された代議員については, 一般社団法人人文地理学会の社員総会において, 報告を行うものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附則

1 この規程は, 一般社団法人人文地理学会設立登記の日から施行する。

2 附則 1 にかかわらず, この定款の施行後最初の代議員は, 定款第 15 条と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

3 第 4 条第 2 項における代議員の在任期間には, 本法人設立以前の任意団体人文地理学会における協議員在任期間を含めるものとする。

一般社団法人人文地理学会会長選出に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会定款第26条による会長の選出手順について定めることを目的とする。

（選挙事務の管理）

第2条 選挙事務は、一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

（会長の選出）

第3条 会長は、一般社団法人人文地理学会定款第27条に基づき、理事の互選により選定するものとし、社員総会における出席代議員の過半数の信任を経て確定する。

2 前項にいう理事の互選に先立って、あらかじめ正会員の中から、代議員、および理事・監事、常任委員による、本規程第4条に定める会長候補者予備選挙を実施し、複数の会長候補被推薦者を選出する。

3 会長候補者予備選挙の実施後に、本規程第5条に定める会長予備選挙を実施する。

（会長候補者予備選挙の実施）

第4条 会長候補者予備選挙は、代議員、および理事・監事、常任委員の単記無記名投票により行い、得票数上位3名（3位に同数の者がある場合には、すべて含める）の会長候補の被推薦者を選出する。

2 会長に通算2期在任した者は、会長の被推薦者となることができない。

（会長予備選挙の実施）

第5条 会長予備選挙は、本規程第3条による会長候補者予備選挙で選出された複数の被推薦者に対する、正会員の単記無記名投票により行う。

2 前項の規定にかかわらず、本規程第4条第2項に該当する者以外の正会員に投票することを妨げない。

（当選者の代議員・理事資格）

第6条 会長予備選挙の当選者は、同時に一般社団法人人文地理学会代議員となる。

2 会長予備選挙の当選者は、同時に一般社団法人人文地理学会理事候補者となり、理事候補者の会議での選定を経て、会長候補者となる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人人文地理学会設立登記の日から施行する。

2 第4条第2項にいう会長の在任期間には、本法人設立以前の任意団体としての人文地理学会の会長在任期間を含めるものとする。

一般社団法人人文地理学会理事・監事予備選挙に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人人文地理学会定款第27条に基づく理事・監事の選任を円滑に行うために、社員総会に先立って実施する理事・監事予備選挙について必要な事項を定める。

（選挙事務の管理）

第2条 選挙に関する事務は、一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

（選挙人及び被選挙人）

第3条 理事・監事予備選挙は、代議員、および理事・監事、常任委員の無記名投票により行う。

2 被選挙権者は、定款その他の関係規程における多選制限規定による被選挙権のない者を除く正会員とする。

（選挙の方法）

第4条 10名連記無記名投票により、候補者22名（理事候補者20名、監事候補者2名）を選ぶ。ただし、この投票に際しては、理事候補者8名を記入する欄（以下「A欄」という）、監事候補者2名を記入する欄（以下「B欄」という）を設けた投票用紙を使用し、A欄とB欄の間では同一人への投票を可とすることとする。

2 前項による投票の結果は、監事候補者2名、理事候補者20名の順に確定するものとする。

3 前項による定数内の最下位の得票者が同数であるときは、年長の者を当選者とする。

4 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。

（役員確定）

第5条 社員総会において候補者ごとに信任投票を行い、出席代議員の過半数以上の賛成が得られた者を、役員として選任された者とする。

（役員補充）

第6条 会長、常任理事または監事が任期途中で辞任したとき、または欠けたとき、理事会は予備選挙における次点者を繰り上げて役員とすることができる。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期途中で辞任した役員及び補充された役員で、在任期間が本来の任期の半分以上となる場合、定款第30条の適用に当たって、1期をつとめたものとみなす。

4 補充された役員については、直近の一般社団法人人文地理学会の社員総会において、信任投票を行なうものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人人文地理学会設立登記の日から施行する。